

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～ マイナカード保険証 / パート扶養認定 / 賃上げ速報 /
事務トピックス～ 2024 / 5 / 28 304号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. マイナンバーカードの健康保険証として利用について

- ① マイナンバーカードの取得と健康保険証利用が勧められているため、2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了する予定です。
- ② マイナ保険証をお持ちでない人はどうなるかと言うと、厚生労働省のQ&Aでは、“マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付される予定であり、そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。
お手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。
※有効期限が2025(令和7)年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。”と掲載されていますので、マイナンバーカードの取得と保険証の使用連携が済でない人は、お手続きをお願いします。

II. 被保険者の被扶養者の認定手続きの暫定的措置とは

- ① パート・アルバイト等短時間労働者の収入が一時的に上がっても、証明書類を提出することで、引き続き健康保険制度の被扶養者であり続ける認定を受けることができる制度があります。収入が増えたのは一時的なものであることを証明するためにパート・アルバイト等短時間労働者を雇用する事業主が作成した書類を添付して提出することで、2回までは被扶養者のままでいられる制度が有ります。
- ② 厚生年金保険及び健康保険（以下、社会保険といいます）制度では、会社員の配偶者等で一定収入がない人は、被扶養者（20歳以上60歳未満の配偶者は、追わせて国民年金の第三号被保険者となります）となることで、健康保険料の負担が発生しません。こうした人の収入が増加したとき
 - ・厚生年金の被保険者数が常時51人以上の事業所で働く短時間労働者等の場合は、年収106万円以上となり一定の要件に該当するとき、厚生年金保険・健康保険に加入するか
 - ・厚生年金の被保険者数が常時50人以下の事業所で働く短時間労働者等の場合は、年収130万円以上となったときに、国民年金・国民健康保険に加入するか

このいずれかの形で被保険者（第三号被保険者）でなくなり社会保険料の負担が発生します。このように保険料負担に伴う手取り収入の減少を意識して、一定の収入を超えないように就労調整を行うパート・アルバイト等短時間労働者がいますので、当面の措置として、「事業主の証明による被保険者認定の円滑化」が行われています。2024年10月20日以降の被扶養認定者及び被扶養者の収入確認において適用されます。

- ③ パート・アルバイト等短時間従業員が、繁忙期や人手不足によって、労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨の証明をすることで引き続き健康保険制度の被扶養者のままでいることが可能になります。

Ⅲ. 春闘・賃上げ情報

賃金の昇給・ベースアップは企業規模で差があるものの、昨年より高い水準になっているようです。結果について各機関が出している資料を紹介します。賃上げ率と一緒に考慮したい数値に物価上昇の傾向ですが、昨年2023年の消費者物価指数は、前年比3.1%（総務省 生鮮食品を除く総合指数）の上昇です。東京都産業労働局や連合の回答速報は消費者物価指数を上回っています。

機 関 名 等	賃上げ率	その他の値	
東京都産業労働局春季調査速報（回答 339 件 5/16 発表） https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/chousa/youkyu-daketsu/chingin04.html	4.93%	16,179 円 平均賃金 327,874 円	平均年齢 41.2 歳
連合春季生活闘争第 5 回集計(3,733 組合 定期昇給込み 5/2 発表) https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2024/yokyu_kaito/kaito/press_no5.pdf?7707	5.17%	賃上げ額 15,617 円	うち 300 人 未満の中小 組合の賃上 げ 4.66% 11,889 円
国民春闘共闘（全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成回答 1033 組合単純平均値） https://www.zenroren.gr.jp/jp/syuntou/2024/data/2024_19.pdf	3.01%	賃上げ額 7, 954 円	賃上げ率加 重平均値は 2.46%

Ⅳ. 6月の事務トピックス

① 労働保険料概算確定申告

6月初め頃までに労働局から封書で申告書が届く予定です。申告と労働保険料の王府をお願いします。

② 社会保険算定基礎届

6月中までに年金機構や健保組合から封書が届く予定です。2024年4月～2024年6月の3か月間に支払った賃金で標準報酬月額を算定しますので、支払い実績を確認しておきましょう。

* ①～②の事務を当方へ委任されている企業様の書類等の受け渡し方法などはメールに PDF を添付いただくことを予定しており個別にご連絡した方法でお渡しください。